

1	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで			

基監発 1116 第 1 号  
平成 27 年 11 月 16 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

「平成 27 年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業  
の実施に係る留意事項について」の一部改正について

標記については、平成 27 年 7 月 13 日付け基監発 0713 第 1 号「平成 27 年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施に係る留意事項について」(以下「本内かん」という。)により指示したところである。

今般、

このため、本内かんを別紙の左欄のとおり改正し、平成 27 年 11 月 20 日より適用することとしたので、受信したメールの取扱いについて、本内かん記 1 に基づき、適切な運用に遺憾なきを期されたい。



管轄局への送付は、原則、

(5) 管轄局及び労働基準監督署における対応

管轄局は、当該情報の事業場を管轄する労働基準監督署（以下「管轄署」という。）に情報提供すること。

また、通報された問題事業場情報は、

なお、通報された問題事業場情報は、プログラムを活用してウェブページ内のリンクを自動的に巡回監視し、ウェブページの内容を収集したものを、検討委員会において信憑性、違法性等を検討の上選定した情報であるため、一定の情報の精度があると考えられるものであること。

処理に当たっては以下に留意し、積極的に対応すること。

略

(6) 管轄局署からの問い合わせ

管轄局署は、通報された問題事業場情報について、内容等に確認すべき事項等がある場合には、受託者（電話：）に問い合わせを行うことができるものであること。

3 情報管理

略

4 その他

略

別添

管轄する局署への送付は、原則、

(5) 局署における対応

なお、通報された問題事業場情報は、プログラムを活用してウェブページ内のリンクを自動的に巡回監視し、ウェブページの内容を収集したものを、検討委員会において信憑性、違法性等を検討の上選定した情報であるため、一定の情報の精度があると考えられるものであること。

処理に当たっては以下に留意し、積極的に対応すること。

略

(6) 局からの問い合わせ

局は、通報された問題事業場情報について、内容等に確認すべき事項等がある場合には、受託者（電話：）に問い合わせを行うことができるものであること。

3 情報管理

略

4 その他

略

別添

## 1 問題事業場情報の収集

本業務において、検索収集し、管轄局への通報対象となる問題事業場情報は、インターネット上に掲載されている求人情報、書き込み等の情報であって、次のとおりとする。

## ア 問題事業場情報

(略)

## イ 問題事業場情報の処理

受託者は、以下の手順により、管轄局へ通報する問題事業場情報を選定する。

## (ア) 監視員による確認

(略)

## (イ) 検討委員会の設置

受託者は、検討委員会を設置し、原則、月1回開催し、情報提供票を基に、管轄局へ通報する問題事業場情報の選定を行うこと。

2 管轄局への通報

検討委員会において、選定した問題事業場情報は、検索日ごとに取りまとめ、情報提供票により事業場を管轄局へ通報すること。

## 3 通報する件数

受託者が、管轄局に通報する問題事業場情報の件数は、毎月（平成27年8月以降の各月）50件以上とし、連続3か月間、当該通報件数を下回ることはないよう運用すること。

## 1 問題事業場情報の収集

本業務において、検索収集し、管轄する局署への通報対象となる問題事業場情報は、インターネット上に掲載されている求人情報、書き込み等の情報であって、次のとおりとする。

## ア 問題事業場情報

(略)

## イ 問題事業場情報の処理

受託者は、以下の手順により、局署へ通報する問題事業場情報を選定する。

## (ア) 監視員による確認

(略)

## (イ) 検討委員会の設置

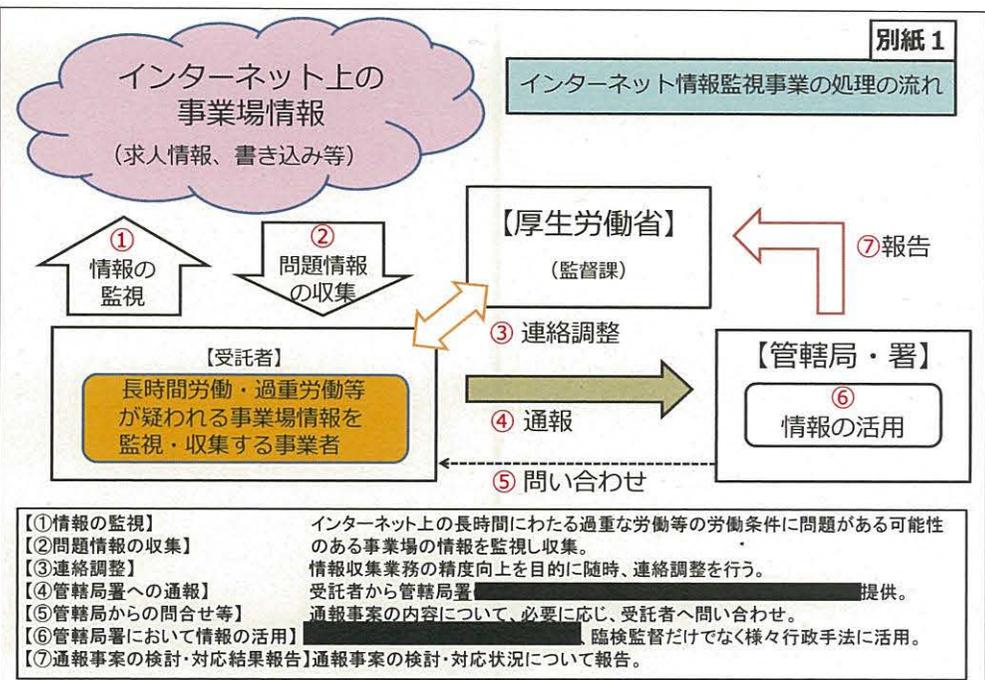
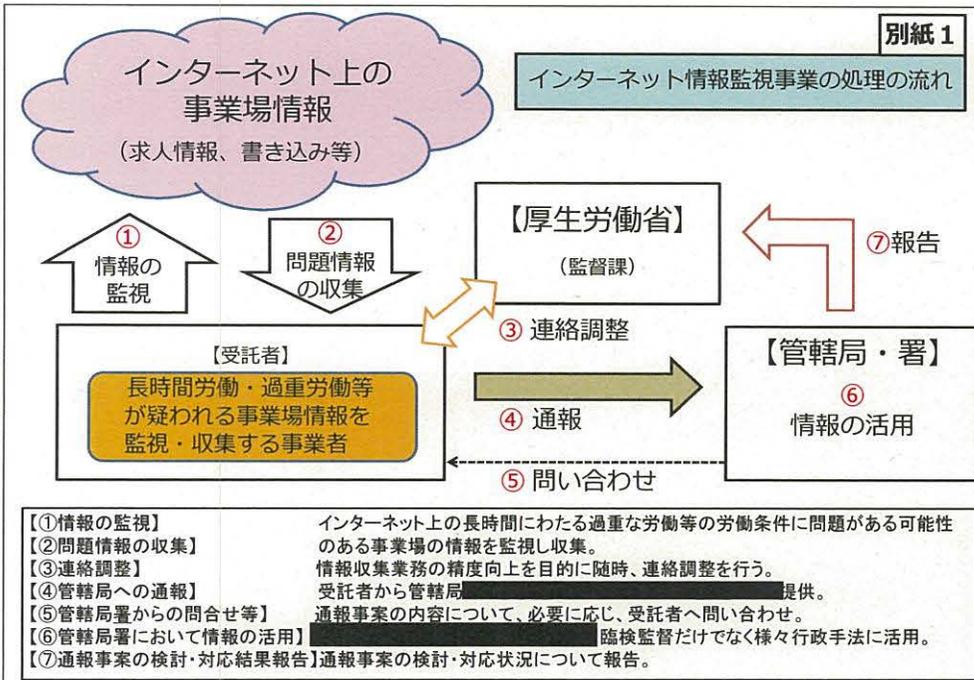
受託者は、検討委員会を設置し、原則、月1回開催し、情報提供票を基に、局署へ通報する問題事業場情報の選定を行うこと。

2 局署への通報

検討委員会において、選定した問題事業場情報は、検索日ごとに取りまとめ、情報提供票により事業場を管轄する局署へ通報すること。

## 3 通報する件数

受託者が、管轄する局署に通報する問題事業場情報の件数は、毎月（平成27年8月以降の各月）50件以上とし、連続3か月間、当該通報件数を下回ることはないよう運用すること。



別紙2 (略)

別紙2 (略)

別紙3

都道府県労働局	電話番号
北海道労働局労働基準部監督課	011-709-2311
青森労働局労働基準部監督課	017-734-4112
岩手労働局労働基準部監督課	019-604-3006
宮城労働局労働基準部監督課	022-299-8838
秋田労働局労働基準部監督課	018-862-6682
山形労働局労働基準部監督課	023-624-8222
福島労働局労働基準部監督課	024-536-4602
茨城労働局労働基準部監督課	029-224-6214

栃木労働局労働基準部監督課	028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課	027-886-4735
埼玉労働局労働基準部監督課	048-600-6204
千葉労働局労働基準部監督課	043-221-2304
東京労働局労働基準部監督課	03-3512-1612
神奈川労働局労働基準部監督課	045-211-7351
新潟労働局労働基準部監督課	025-234-5922
富山労働局労働基準部監督課	076-432-2730
石川労働局労働基準部監督課	076-265-4423
福井労働局労働基準部監督課	0776-22-2652
山梨労働局労働基準部監督課	055-225-2853
長野労働局労働基準部監督課	026-223-0553
岐阜労働局労働基準部監督課	058-245-8102
静岡労働局労働基準部監督課	054-254-6352
愛知労働局労働基準部監督課	052-972-0253
三重労働局労働基準部監督課	059-226-2106
滋賀労働局労働基準部監督課	077-522-6649
京都労働局労働基準部監督課	075-241-3214
大阪労働局労働基準部監督課	06-6949-6490
兵庫労働局労働基準部監督課	078-367-9151
奈良労働局労働基準部監督課	0742-32-0204
和歌山労働局労働基準部監督課	073-488-1150
鳥取労働局労働基準部監督課	0857-29-1703
島根労働局労働基準部監督課	0852-31-1156
岡山労働局労働基準部監督課	086-225-2015
広島労働局労働基準部監督課	082-221-9242
山口労働局労働基準部監督課	083-995-0370
徳島労働局労働基準部監督課	088-652-9163
香川労働局労働基準部監督課	087-811-8918
愛媛労働局労働基準部監督課	089-935-5203
高知労働局労働基準部監督課	088-885-6022
福岡労働局労働基準部監督課	092-411-4862
佐賀労働局労働基準部監督課	0952-32-7169
長崎労働局労働基準部監督課	095-801-0030
熊本労働局労働基準部監督課	096-355-3181
大分労働局労働基準部監督課	097-536-3212
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
鹿児島労働局労働基準部監督課	099-223-8277
沖縄労働局労働基準部監督課	098-868-4303